

大和市告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により次のとおり市道の路線の供用を令和3年9月22日から開始する。

なお、関係図面は、本市街づくり施設部道路管理課において、令和3年9月22日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和3年9月22日

大和市長 大 木 哲

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長	備 考
公所69号	下鶴間字乙三号 2228番16先	下鶴間字乙三号 2239番先	3.14～ 3.16 m	63.37 m	路線総延長 139.60mの うち63.37m
文ヶ岡137号	上草柳字東ヶ里 981番2先	上草柳字東ヶ里 973番3	4.98～ 13.84	204.06	路線総延長 341.95mの うち204.06m